

一宮市告示第 130 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

一宮市長 中野 正康

1 廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会
一宮市栄 3 丁目 1 番 2 号

2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地

いちのみや指定相談支援事業所
一宮市東五城字備前 12 番地

3 廃止等の年月日

令和 8 年 3 月 31 日

4 廃止等に係る事業の種類

地域移行支援・地域定着支援

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

2332100078